

## 2018年度第8回関東ウェーブの会例会（2019年1月5日）報告

今回は、事務局員含めて11名の方々が参加されました。

一つ目の話題としては、皆さんと去年を振り返り、今年の抱負を共有しました。個人的な内容が主だったため、この報告の中では省略致します。

二つ目の話題は、前回の運営交流会の事務局からのまとめと感想をいただきました。

報告は以下となります：

- ・事務局員：先月の運営交流会では、国連の障害者権利条約を取り上げました。なぜそうしたかというのは後で話の中で出していきたいと思います。

30名の参加者のうち、関東ウェーブ以外の他の精神障害の団体8団体の方々が約半数でした。久しぶりに目一杯になるという形でやりまして、その後二次会をやったんですけども17人が参加して非常に盛り上がりました。

最初に、参加された方から感想なり意見なりを出してもらって、それから始めたい。

- ・議論的な話しは苦手です、参考にしようと思って一生懸命聞いた。躁うつ以外の団体の人が来てテンションが高いからうつの人はきついかも。

でも交流は大事。障害者の権利について考えたことなかったから学びの場になった。目を背けてはいけない問題。

内科の病院に躁うつだと言わないといけない。医者への偏見はあるかもしれない。上から目線で見られる。

お薬手帳を忘れて口頭で精神科の薬を薬局に伝えたら目の色が変わった。

障害者の権利を考えるのが重要。

- ・難しかった。

- ・かなり早い段階で脳機能が停止した。話が難しすぎるから脳が拒否反応を起こした。正直言うと運営交流会はいつもの例会と違うけれど他主催者の方が参加してああいう風に話すというのはウェーブの一参加者としては何か違うなと思った。それだったら主催者同士の交流会みたいなのを別でやった方が、これは自分の一意見だけれどなんかウェーブっぽくないし、なんか居心地悪かったし話が難しかった、なんかなと思ったのが正直なところ。

癖の強い方が多かった。忘年会になってからもひたすら主催者側の自慢ばかりで忘年会も忘年会っぽくない、いつものウェーブっぽくない。二次会もそうだった。

事務局としては主催者同士の交流はいいことだったと思うけど一参加者としては興味がなかった。そういう機会は別でやった方がいいかなというのが正直なところ。

事務局員：今回は障害者権利条約をなぜ取り上げたのか、異質なまでに色々な人のいる、他の団体も招いてそれをやったのかということを含めて説明をしたいと思うのですが、障害者権利条約が制定されたのは2006年、つまり関東ウェーブが出来た年なんですね。だからそれから13年経った。諸外国の障害者

団体であれば多分どの団体でも消化している、あるいはその方向に向かって動いている、そういう内容だという風に思うんですけども。逆に言えば、私自身がいかんせん 2006 年に障害者権利条約ができたことは知っていたんですけど、だけどこんなものはカッコいいこと言っているだけで我々には何も関係ないだろうな、というぐらいでそれで 13 年も経ってしまったというところで。本来であれば 13 年間かけて、皆さんがびっくりする形ではなくて、じっくり少しずつ消化して言って今を迎えるということではなければいけなかったのを、やってこなかったというのもあって、その反省も込めてやろうという風に決めたんですけども。

今から振り返ってみて、障害者権利条約というものが何なのかということなんですけども、障害者というものに対する見方、そのあたりが 2006 年を持って国連的なレベルではひっくり返った。正反対になった。ところが日本においては必ずしもそれがまったく浸透していったいないということがあって、我々も障害者の団体ではあるんですけども、多分この団体でもそうだと思うんですね。この権利条約というものを消化している団体というのはほとんどない。

確かに来てた主催者たちは結構バンバン言っていましたけども本当に考えていかないといけない内容なんで、結論的なことを言えば共生社会という言葉に現れていますけども、障害者というのはいわば普通の社会から見れば異質なもので、それはまだいい方で、社会の迷惑という風に見られると言うのが普通だったわけですよ、一貫して。確かにそれではいけないというのはあったのだけでも、では現実的に社会の中で障害者の立ち位置がひっくり返るということはまったくなかった。ところが国連というレベルではそうなっている、あるいは諸外国ではそういう風になっている。一体何なのかということを考えさせられた。

それで、まず共生社会ということにだけ先に触れておきますけども、障害者が社会の中で普通の人たちと同じように暮らしていける社会。障害者が必死こいてがんばって橋を登って行って健常者に追い付いて何とかしていかないといけない、そういう社会ではなくて、障害者が障害者として普通に暮らせる社会というものを目指しましょうと国連が決めて、それを各国に要求しているということなわけですね。

でもこれは非常に重要なことで、一方でそれとはまったく反対の動きというのがまず基本にあって、全世界の社会が非常にお金のない社会、そういう社会になっていく中で福祉予算にそんなにお金を回せないという方向がむしろ強い、そういう中でなぜそんな障害者も普通に暮らせる社会にしましょうよという国連が決めるようなことが起きたのか、ということを考えさせられる。それをずっと見ていくと、アメリカもそうだしヨーロッパもそうだけど、障害者が先頭に立って、障害者と共に生きていこうという人たちも含めて前向きに働きかけて、その力の大きさにそういう大きな転換（障害者権利条約）が行われたということ。綱引き状態にある、福祉予算をカットしていきますよという世界的な流れと、そうじゃなくて障害者も普通の人たちと同じように暮らせる社会が普通であるべきではないかという考え方、今のところは国連的なレベルではそういう風になっている。実際には、今から先どういう風になるかわからないという状態にある。

そういうことで障害者権利条約ということを取り上げたわけなんですけども、なんせ 13 年間私たち主催者も放置してきたわけですから、非常に難しい違和感もあったと思うわけですから、その辺を今回はちょっと率直なところで、噛み砕いてお互いに理解をしていきたいという風に思っています。これからは疑問でも何でもいいのですので、お互いに討論しながら進めていきたいと思うんですけども、以下

について聞いたことがある人は挙手をお願いします。

- \* 共生社会を知っている： 4人
- \* リカバリーを知っている： 2人
- \* ノーマライゼーションを知っている： 4人

- ・資格の勉強で国の法律、理念も含めて見たりしたけれど、他の国は分からないけど、事務局員の方がおっしゃったように、ノーマライゼーションは最初の方で出来た概念。

日本の場合、色んな法律、条約を批准して法改正をしてインクルージョンの方向に行っているのは分かっているけど、単なる文言のことではっきり言って実際上のことは伴っていないくて、たまにそうやって活動を運営の中でやる人がいても途切れてしまう。輪にならない。理念とかお金とか原動力がないと動かない。お金も下りてきていない。

精神障害に携わっている PSW で病院に務めている人も来ていたけれど、色んな言葉は知っているけれど全部丸投げすることしか考えていない。お金を持って回らないと。

共生というよりは、違いは違いとして認めて、私たちがむしろ覚悟して、発達性障害で苦手なことがあるんだったらむしろ得意のことと考える。個性というと陳腐な言い方だけど、自分のルール、「普通」とは違うルール、遺伝子のデザインが違う自分の特性をもつことが、共生することにつながっていくのではないか。

地域の援助サイクルとか全然回っていない。人と違うんだということをプラスに捉えていった方がいい。

事務局員：重要なことが言われていて、一つは、言葉だけで現実とはまったくそういう風にはいっていない、逆に言えば、だからみんなそういう風には関わらないし知るということはない。で、もう一つは簡単に共生とか言わずに違いは違いではっきりさせると、この二つが言われた。

- ・自分自身が障害者だと思っていない。そう言われてもむしろ多様性という風に考える方が。まだ共生の方に。

事務局員：自分自身が障害者だと思っていないというのは、結構躁うつ病の中にはそういう方結構いらっしやる。これも重要な意見。

- ・今の自分が障害者と感じていられるかと言ったら、私もまだよくわからないと思っているのと、なぜそう思うかという、周りに障害者がいないから。健常者という言い方はあれだけれど、グレーゾーンがどこか分からないからどっちつかずな人もいると思う。精神障害に関わらず出会っている人の数がとても少ない。知らないから距離が測れない。多様性があって理解してもらっていいけれど、人としての優越と違うということも理解してもらわないと。

- ・障害者と言われても障害者はどうなのか知られていない。車椅子。電車の中で奇声。浸透していない。

事務局員：違いを認めること。多様な存在が重要。今の障害者と普通の人たちの違いなのか何なのか、併存している状態だったらいいけれど併存じゃない。

障害者というのは、何かつかむ場合に普通の社会があれば必死に浮かび上がろうとしている。上下の違いみたいになってしまっているというのが重要。

障害者権利条約の中で変わっていったことが重要。定義分類考え方が ICIDH から ICF への転換。ICIDH という考え方は、障害は健常の人と比べてここが欠損している、ICF は、機能的にできないことがあるけれどもそれは必ずしも生活のしづらさが必然ではない。例えば目の病気は色んな条件が整っていれば生活できる、社会と関わっていける。実際社会に参加できない状態、社会から振り落とされている状態は、社会が障壁を作っているという考え方。社会にバリアがありますよと提起したのが ICF。障害持っている人の方に問題があると考えがちだけど、そうじゃなくて色んな人たちがいるのに、一部の人たちが働けなかったり住みたいとこに住めなかったり、長期の入院を強いられている。それが問題なのではないか。それが障害者権利条約での大きな転換。それを各国に義務付けている報告を含めて、ある程度の強制力を持ってやろうとしている。

確かにヨーロッパとかアメリカとか北欧に比べても日本の現実是非常にお粗末。大病院の入院者数を減らすという場合に、少なくともヨーロッパにおいては地域的な受け入れ体制が出来上がっているが、日本の場合はクリニックが乱立している状態が続いている。

欧米では、相当に根強い当事者の働きかけがなされている。社会が変わっていくことで実現されている。そもそも我々自身がそういう働きかけをやってこなかったというのもある。

そういうのを考え直したいということで運営交流会をやったし、今回噛み砕いていきたい。

働きかけがあってはじめて障害者権利条約ができた。ウェブみたいな団体も働きかけをやっていかないといけないと、当事者会側では、運営交流会で一致した。

事務局員：大体 40 歳前後の人で健常者の就業率は 82% で身体障害者 62%、知的障害者の場合は 50% ぐらい、精神障害者の場合は非常に低くて 15~16% という風に報告しているわけですね。おかしいと思いませんか？あり得ないこと、どう考えても。なんでそういう数が出てくるかという日本の場合に失業率というのは人口に対しての失業率ではないんですよ。その就業の意思を示した人、ハローワークに登録している人の内のまだ未就職の人の率。そういう要求を示していない障害者というのは数に入っていないわけです。だから 60%、半分以上が就労しているという数字が出てくるわけです。日本政府はそういう報告しかしていないということですね。で、そこで問題なのは就労したいという風に手をあげることができない人たち、ハローワークならハローワークに私は就職したいんだと言っていくことができない人たち、就労移行支援の事業に出かけていこうとできない人たち、というのが非常に多く存在しているという現実ですね。

で、障害者というものを考える場合に、そういう重度の人たちということ抜きにして考えられないということだと思うんですね。関東ウェブの場合も「誰一人排除しない」「すべての躁うつ病者に開かれた」、どんなに重度の躁うつ病者に対しても開かれた会であると言っているわけで、やっぱりそういう障害者観ということを考える場合に、実際見えないということも問題なんですけど、そういう重度の障害者の存在というものを考えに入れた上で、障害者にとっても働くということは本当に普通であるべきことですから、それを目指してやっていくという必要があるのではないかと思います。

-----  
懇談会の報告は以上です。

終了後の懇親会では、夕食を食べて、歓談しました。その後、有志で二次会を行い、居酒屋へ行きました。

みなさんお疲れ様でした。また会いましょうね！